

青運整第303号  
平成30年11月 7日

管内運送事業者各位

東北運輸局青森運輸支局長



バス運転者の意識消失による事故の発生を踏まえた健康管理の  
再徹底について

標記について、自動車技術安全部長から別添のとおり通達があったので、了知願い  
ます。

東自保第67号  
平成30年11月6日

青森運輸支局長 殿

自動車技術安全部長  
(公印省略)

バス運転者の意識消失による事故の発生を踏まえた健康管理の  
再徹底について

標記について、神奈川県横浜市及び千葉県成田市で、走行中のバスの運転者がいずれも意識を失ったことにより他の自動車や信号機等と衝突し、乗客や運転者が死傷する事故が発生したことを受け、平成30年11月2日付け国自安第125号の2により、自動車局安全政策課長から別添のとおり通達がありました。

東北運輸局管内においても事業用自動車の運転者の健康状態に起因する事故が、平成30年9月末現在で全業態をあわせ21件発生しており、平成29年の発生件数を既に3件上回る状況となっています。

このような状況を踏まえ、貴支局においても改めて管内の関係事業者に対し、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」等による運転者に対する健康管理を、運転者毎の状況に応じて適切に行われるよう周知徹底をお願いします。

【参考】(国土交通省ホームページ掲載先)

- ・事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル  
[http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/resource/data/h26\\_3.pdf](http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/resource/data/h26_3.pdf)
- ・事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアルの概要  
[http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/resource/data/h26\\_1.pdf](http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/resource/data/h26_1.pdf)



国自安第125号の2  
平成30年11月2日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

バス運転者の意識消失による事故の発生を踏まえた健康管理の再徹底について

標記について、別添のとおり関係団体あて通知したので、貴局においても、管内  
関係事業者に対し周知徹底を図られたい。



(別添)

国自安第125号  
平成30年11月2日

公益社団法人日本バス協会長 殿  
一般社団法人公営交通事業協会長 殿  
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長 殿  
一般社団法人全国個人タクシー協会長 殿  
一般社団法人全国福祉輸送サービス協会長 殿  
公益社団法人全日本トラック協会長 殿  
一般社団法人全国靈柩自動車協会長 殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長

#### バス運転者の意識消失による事故の発生を踏まえた健康管理の再徹底について

10月28日、神奈川県横浜市の国道を走行中のバスの運転者が意識を失ったことにより高架橋の立柱及び乗用車に衝突し、乗客が死傷する事故が発生しました。また、11月1日にも、千葉県成田市の県道を走行中のバスの運転者が心筋梗塞のため意識を失ったことにより信号機などに衝突する事故が発生し、運転者が死亡しました。

これらの事故の原因については調査中ですが、事業用自動車の運転者の意識消失による事故については、本年6月にも同種の事故が発生したことを踏まえ、「健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について」(平成30年6月8日付、国自安第35号)により、健康起因事故防止のための取組を徹底するようお願いしたところです。

今般、このような事故により乗客及び運転者が死傷するという事態が生じたことを踏まえ、各団体におかれましては、この機会に改めて傘下会員に対し、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」(平成22年策定、平成26年改訂)等による運転者に対する健康管理を、運転者毎の状況に応じて適切に行っていただけるよう周知徹底をお願いします。